板橋区立母子生活支援施設指定管理者評価委員会 総合評価

評価委員会開催 平成30年8月1日(水)

忲	記	榧	西
MП.	ᇙ	怄	安

施設名称	板橋区立母子生活支援施設	所在地	板橋区	
所管課名	子ども家庭部子ども政策課	指定期間	平成28年4月1日~平成33年3月31日	
指定管理者名	社会福祉法人 東京都福祉事業協会	指定管理者 の所在地	東京都北区王子2-19-21	
設置目的	児童福祉法第38条に基づき、DV被害や児童虐待、その他の理由により生活に困難を抱えて入所した母子に対し、安心・安全な環境を提供し、保護するとともに必要な支援を行うことにより、自立を促していくことを目的とする。また板橋区母子等緊急一時保護事業実施要綱に基づき、緊急に保護を必要とする母子等について一時的にその安全を確保するための緊急一時保護事業を実施する。			
行動規範	「一人ひとりの幸せと安心を求めて事業に取り組む。」という法人の理念を実現するため、利用者の人格を尊重し、安全確保に努めるとともに、個人の尊重、利用者本位の事業を行っていく。また法令を順守し、利用者に信頼される職員を目指していく。			
業務内容	内容 母子世帯の生活の安定と自立に向けて、生活全般を支援する。区との協定に基づき母子保護の実施、母子等緊急一時保護事業、施設等の維持管理、予算の執行・事業報告書の提出を行う。			

評価結果

1							
	評価項目	評価の視点	評価委員合計				
	【施設の経営方針に関する事項】						
	1 施設の現状認識・取り巻く環境の理解・管理運営の方向性						
1	施設の現状認識並 びに経営方針	施設の設置目的や基本理念、行動規範などを踏まえた現状認識並びに経営方針 を確立しているか	20 /25点				
	2 経営方針に基づく具体的な行動						
2	協定書に基づいた 支援・サービス提供	協定書に基づき、利用者への支援や良質なサービス提供の点検・向上に努めたか	20 /25点				
3	入所母子への適切 な支援	母に対し、きめ細やかな支援を行っているか(日常生活、就労、育児に対する支援)、また、児童に対し、健全な育成を目指した支援を行っているか(生活相談、学習支援、文化活動等)	20 /25点				
4	自立支援計画・方針 の決定	入居者の自立へ向けた自立支援計画書、支援方針の決定について、きちんと面接 を行ったうえで策定しているか	20 /25点				
5	行事の充実	親子間や児童同士でコミュニケーションを図るため、さらには児童の社会性を育成 するために、行事やレクリエーションは行われているか	21 /25点				
6	アフターケア	退所後も支援を必要とする世帯に対し、アフターケアは行われているか	21 /25点				
		小計	122 /150点				
	【行動規範に関する事項						
7	法令遵守	法令、区条例、区規則、その他区が定める規程及び協定書に則り、信義に従い誠 実に対応しているか	19 /25点				
8	暴力団等の排除	暴力団等の排除について適切に対応しているか	20 /25点				
9	平等な利用の確保	特定の団体や個人に偏ることなく、平等な利用実態となっているか	19 /25点				
10	ノーマライゼーション	障がい者や高齢者等に配慮した運営となっているか	19 /25点				
11	利用者への配慮	DV被害や様々な理由により日常生活が困難になった入所者に対し、母子の状況 に寄り添った支援を行っているか	20 /25点				
		小計	97 /125点				
	【管理体制に関する事項						
	経営基盤	安定的な経営体力を備え、適正な経営情報の開示を行っているか	20 /25点				
13	職員の雇用形態	施設運営に責任の担える安定的な雇用形態となっているか	21 /25点				
14	職員の労働条件	労働法規等を遵守した適正な勤務体制となっているか、職務能力等に対応した適 正な給与体系が整っているか、休暇制度や職場環境の改善、福利厚生制度等就 業状況に配慮がなされているか	19 /25点				
15	職員の配置体制	適正な職員配置となっているか	21 /25点				
16	職員の専門性	必要な専門性を備えた職員が配置されているか	20 /25点				
17	職員の研修体制	職員の指導育成、研修体制は適切であるか	22 /25点				
18	危機管理体制	事故・災害などに対する綿密な危機管理体制が整っているか、BCPや災害対応マニュアルの内容は適切であるか	20 /25点				

	評価項目	評価の視点	評価委員合計
19	安全対策	利用者の安全についてきめ細かい対策がとられているか	19 /25点
20	情報管理	個人情報の保護等に関する指導の徹底など、対策は万全か	20 /25点
21	世域貢献 区内事業者の活用、区民の雇用など地域への貢献、地域との連携への配慮がな されているか		20 /25点
		小計	202 /250点
	【管理活動に関する事」	項】	
22	経済性·効率性	費用対効果は適切か、当初の目標どおり管理運営経費が縮減されているか	18 /25点
23	妥当性	管理運営経費は、その内訳を含め妥当であり、適正に執行されているか	19 /25点
24	設備の保守点検	設備機能の維持に向けた保守点検は適切であるか	20 /25点
25	再委託業務の妥当 性	再委託されている業務の範囲は適切であるか	20 /25点
26	備品の管理	備品の機能維持に向けた保守点検等は適切になされているか、購入備品の登録 手続きに遺漏はないか	20 /25点
27	環境対策	区の環境施策を理解し、省エネ、省資源など地球環境に配慮した管理運営がなされているか	19 /25点
28	情報発信	施設の利用促進のため、関係機関との情報共有を行っているか	17 /25点
		133 /175点	
	【業務改善に関する事」	項】	
29	アンケート結果への 対応	利用者アンケートの結果を踏まえた対応は適切か	18 /25点
30	要望への対応	利用者からの苦情や要望等を把握する取組はなされているか、その対応は迅速かつ的確か	20 /25点
	小計		38 /50点
		592 /750点 (78 %)	

*サービス水準の採点方法(達成率…5:130%以上 4:110%以上130%未満 3:90%以上110%未満 2:70%以上90%未満 1:70%未満)
*上記以外の採点方法(5:特に優れている(区の求める要求水準を上回っている)、4点:優れている(区の求める要求水準を満たしている)、3:適正である(区の求める要求水準を概ね満たしているが、工夫の余地がある)、2:さらに努力が必要である(区の求める要求水準を満たすために改善努力が必要)、1:改善すべき点がある(原点に立ち返り、計画や体制の抜本的な改革が必要)

評価委員会 評価

【総合評価】

適正である 592点(60%以上)

職員研修、情報共有を積極的に進めるなど、利用者の個別状況に応じたきめ細かい支援に取り組むことができる体制となっている。関係機関である 3福祉事務所とは、月1回あるいは2回の割合で入所・支援会議を行っているほか、子ども家庭支援センターや健康福祉センターとも連絡を取り合っている。また、町会への加入等により、地域の一員としての役割も果たしている。

今後も、関係機関との連携を一層深めるとともに、施設移転後、注力している地域貢献事業についても、その展開が母子支援のさらなる充実につながっていくことを期待する。

[評価できる点]

- 季節感のあるイベントが多数実施されており、子どもも楽しく参加している。
- ・退所世帯に対し、適切なアフターケアが行われている。
- ・適正な職員配置となっており、優秀な職員が多い。子どもに対しても親身になって接している。
- ・雇用体制が安定しており、高い給与水準を維持しているため、職員の満足度が高い。
- ・職員の希望通りに休めるよう、ローテーション表を作成している。
- ・職員研修が充実しており、職場全体で積極的な受講を支える体制(勤務表の調整等)を整えている。また、研修結果についても職場でフィードバック・アウトプットされている。
- ・職員のモチベーションを上げるための仕組み作りについて、積極的に検討・実施している。
- ・町会に加入しており、地域の民生委員児童委員協議会にも参加している。
- ・近隣児童の受け入れに積極的(放課後やイベント等)であり、地域貢献に力を入れている。
- ・施設が機能的に作られており、住みやすそうである。
- ・就業支援や保育等、利用者の個別の状況に応じ、柔軟な対応を行っている。

[助言・指導・勧告・命令の内容]

- ・正社員に対し、雇用契約書の書面による提示が必要である。
- * 総合評価の採点方法…特に優れている(9割以上)、優れている(8割以上)、適正である(6割以上)、さらに努力が必要である(4割以上)、改善すべき点がある(4割未満)